

県民生活審議会
第4回 参画・協働推進専門委員会議事要旨

日時 平成18年3月10日(金) 13:00～15:00

場所 兵庫県公館 第2会議室

出席者 委員：鳥越会長、小西委員長、山下副委員長
牛建委員、北野委員、小沼委員
中瀬委員、野崎委員、速水委員
県：辻井県民政策部長、木村地域協働局長
藤原参画協働課長、沖本参画協働システム係長

議事

- ・ 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」(補強・改定案)について
- ・ 平成18年度の新規事業について(参画協働課分)

主な内容

1 「支援指針・推進計画」について

「支援指針・推進計画」全体の考え方

- ・ 本文全体では「県民一人ひとり...」が消えていて、組織が中心に書かれている印象がある。大事なのは組織ではなく活動であり、活動に対して支援することが重要である。
- ・ 「支援指針・推進計画」の基本的な考え方は、P12に「県民一人ひとりが地域社会を担う一員として...」とあるように、「県民一人ひとり」がベースにあり、個人の発意から人が集まり一つのまとまりを持った組織になっているいろいろな活動ができることである。
- ・ NPOではなければいけないとか、地縁団体でなければいけないというわけではなく、それぞれの地域で事情があり、その地域に合わせて多様な主体が生まれてくる。
- ・ ボランティアを安い労働力と捉えるのではなく、そこで人を育てるという意識を持たなければいけない。

市町と県の関係

- ・ 市町との連携という表現がいろいろな箇所で見られる。市町は住民と密着しており、ここに書いてあることは当然なので、市町との連携の記述は少し弱めていいのではないか。
- ・ 参画と協働を進めていくには、市町との連携がないと、具体的に広がっていかない。いろいろな地域協働事業を見ると、できるだけ早い段階から市町と連絡調整を図って、意向を聞きながら施策をつくり上げていく必要がある。
- ・ 参画と協働というのは地域協働だけに限定されるものではなく、「新しい公」をつくっていく参画と協働もあるし、むしろそちらの方が県としてふさわしいのではないか。地域協働を強調しすぎると、市町と県の関係が上手く整合するのが気になる。
- ・ 参画協働課は地域協働局にあり、地域協働事業を念頭に、特に県の広域性を発揮しながら市町と一緒にやっっていこうとしている。

- ・ 「県は広域性が高い地域課題や先導性・専門性が高い行政需要に対応する」という記述は、具体的な取り組みと上手く整合性がとれるのか。
- ・ 県の基本的な考え方は、広域性・先導性を発揮することである。市町と県に共通課題があっても同じような仕事に見えても、公益をもたらすためには取り組む必要があるのではないか。
- ・ 市町と県の関係はまだ分かりやすいが、市町と県民局の関係は分かりにくい。県民局と市町との関係は別に分けて考えないといけないのか。
- ・ 県の事業は、県から県民局にいては県民局から市町へいくべきであるが、体制が整っておらずそうでないものもあり複雑である。
- ・ 今の県民局に問題なのは、多様な参画と協働のメニューを上手く組み合わせる使うことや、県民局の中で連携を取っていくということができていないことではないか。
- ・ 具体的な施策実施にあたっては、地域特性を反映して柔軟なやり方、場合によっては各県民局でやり方が違っていいのではないか。

中間支援機能を持つ組織・団体

- ・ 中間支援組織という言葉が頻繁にいろいろな意味で使われている。どこかで意味を統一しなければいけない。
- ・ 県の認識では、中間支援組織というものではなく、いろいろな公益的活動をしながら中間支援機能も持っている組織があるということなのか。
- ・ 中間支援組織と言ってもイメージが定まってしまう。固有の事業をしながら、一方で中間支援機能を生かすということもあるので、一般に県内で広がっている中間支援組織をよりクリアにするために、包括的表現にした。
- ・ 自分たちは中間支援組織だと宣言している NPO は多いが、それは NPO と NPO の中間にすぎず、「支援指針・推進計画」の中に書かれている中間支援組織はもう少し広い概念である。地域団体も含めて包括的にとらえるのであれば、「中間支援機能を持つ組織・団体」という言い方はファジーでよいのではないか。

その他個別課題

- ・ P19 について、県ではいろいろな人材を養成しているが、同じ人がたくさんやっているということが随分ある。底辺を拡げることが必要である。
- ・ P23 の災害時のボランティア活動について、青少年団体等いろいろな団体が活動しているので、あえて生協一つを入れるのではなく、もっと網羅的な表現をした方がいいのではないか。
- ・ P27 の指定管理者について、民間事業者のノウハウを活用することにより効率的で質の高い管理運営が期待できる施設について選定をすすめる、と割り切ってしまうのか。決してノウハウの活用にもならないし効率的になるとは限らないけれども、参画と協働のためには構わないのではないかとする場合もありうるのではないか。

今後の取り扱い

- ・ 補強・改定案のとりまとめは、今回の意見を踏まえて、会長、委員長、副委員長に一任することで委員全員異議なし。

2 平成18年度の参画協働課の新規事業について

新規事業全般

- ・ せっかく参画と協働に関連する施策の効果の検証をやったので、検証結果とこれらの事業が結びつくような打ち出しをお願いしたい。
- ・ 地域力を高めるために、地域づくり活動の重要性を学べる勉強会や広報をどんどんやってもらいたい。

「地域協働活動指針（ガイドライン）」

- ・ 参画と協働の普及啓発事業のガイドラインは、条例や「支援指針・推進計画」の抽象的な部分の考え方等を理解してもらえるようなものを考えていただきたい。
- ・ ガイドラインは、地域づくり活動の手引きに留めないで、条例のもう一方の柱である参画と協働による県行政の推進を視野に入れたものを考えていただきたい。
- ・ 地域づくり活動リーダー研修の実施はよいが、研修をしながらそのプロセスをガイドラインに組み込むことが必要である。
- ・ ガイドラインや事例集等をいろいろな講座等に組み込んでいくことが重要である。

ボランティア活動トライやる事業について

- ・ ターゲットをどこに絞って事業を展開していくのか、そこに対してどう広報していくのか検討する必要がある。
- ・ 団塊の世代をターゲットに事業展開してもいいのではないか。

閉会